



第2次さいたま市 環境基本計画



豊かな未来を創造する 持続可能な環境共生都市へ

本市は、東日本と首都圏を結ぶ鉄道や高速道路などの広域的な交通網が充実しており、国内で有数の大都市にありながら、荒川や見沼田圃など豊かな水と緑を感じることができます。この都市の形成と環境の保全を両立する環境共生都市の実現に向け、平成16年（2004年）1月に「さいたま市環境基本計画」を策定し取り組んできました。



一方、近年の地球温暖化による気候変動は、干ばつや洪水などの甚大な災害を引き起こし、さらには動植物等の生態系にも影響を及ぼしています。これらの環境問題の解決に向けて、世界では「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択やパリ協定の発効など、国や地域を超えた取組が進められています。

この度、新たに策定した第2次さいたま市環境基本計画では、SDGsの理念を踏まえ、地球温暖化対策や生物多様性の保全、ごみの減量化などに取り組むことにより、環境、経済、社会が同時に成長する施策を展開してまいります。

本計画を市民、事業者、行政が絆を結び一丸となって推進することにより、本市らしい魅力を創出し、活力に満ちた希望にあふれる持続可能な環境共生都市づくりを進めてまいりますので、皆様の御協力をお願ひいたします。

令和3年3月

さいたま市長 清水 勇人

目次

第1章 計画の基本となる事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 対象範囲	3
4 計画期間	3
第2章 さいたま市を取り巻く環境の現状と課題	4
1 国内外の動向	4
2 さいたま市の環境の現状と課題	11
第3章 望ましい環境像と基本目標	32
1 望ましい環境像	32
2 望ましい環境像の実現のための基本方針	33
3 基本目標とさいたま市総合振興計画の関係	34
第4章 施策の展開	36
1 施策体系	36
2 施策	38
基本目標1 地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する	38
基本目標2 ともに取り組み参加する、循環型都市を創造する	52
基本目標3 自然と共生し、多様ないちが息づくまちを実現する	60
基本目標4 安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する	70
基本目標5 すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまち を実現する	78
第5章 重点施策	87
1 重点施策の位置付け	87
2 重点施策	88
第6章 計画の推進	100
1 推進主体	100
2 推進体制	102
3 進行管理	103
4 指標及び数値目標による評価	104
5 市民アンケート及び事業実施状況による評価	104
資料編	105
1 さいたま市環境基本条例	105
2 策定の経緯	108
3 検討組織	109
4 指標一覧	112
5 さいたま市の環境に関連する主な現状	115
6 本計画とSDGsの各目標との関係	119
7 用語解説	120

●コラム

タイトル	掲載ページ
グリーンリカバリー～経済復興と脱炭素の両立～	10
気候変動による影響について	51
食品ロスの今とこれから	59
生物多様性について	69
最近の化学物質の規制動向	76
これからの環境教育～未来に向けて行動しよう！～	86

【注】

1. グラフの数値は、四捨五入により合計値が一致しない場合があります。
2. 温室効果ガス排出量は、「万 t-CO₂」など、二酸化炭素(CO₂)に換算して表記しています。

第1章 計画の基本となる事項

1 計画策定の背景と目的

「さいたま市環境基本計画」は、「さいたま市環境基本条例（以下、「条例」という。）」に掲げる市民の健康で安全かつ快適な生活の確保の実現に向けて、条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市では、平成16（2004）年に「さいたま市環境基本計画（以下、「旧環境基本計画」という。）」を策定し、その後、本市を取り巻く環境や国内外の動向を踏まえ、平成23（2011）年3月に計画を改訂しました。

旧環境基本計画では、望ましい環境像と5つの基本目標を掲げ、環境の保全及び創造に関する各種施策を推進した結果、次世代自動車の普及や、市民1人1日当たりのごみ排出量の削減といった目に見える成果があがっています。

また、本市は、SDGsの視点を意識した施策の推進により、誰もが「住みやすい」「住み続けたい」と思えるさいたま市の実現に取り組んでいます。令和3（2021）年3月には、今後の市政運営の方向性を明らかにする「さいたま市総合振興計画」を策定し、新たな将来都市像「上質な生活都市」、「東日本の中核都市」を掲げたところです。

その一方で、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。世界では、地球環境の危機を反映しSDGsの採択やパリ協定の発効など、国際社会が一丸となって持続可能な社会の実現のために取り組むための動きが加速しています。国はパリ協定を踏まえ、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルや脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。本市においても国に先立ち、令和2（2020）年7月に令和32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明しています。

更には、イギリスのエレンマッカーサー財団が平成28（2016）年に発表した報告書において、海洋に漂うプラスチックごみの量は、このまま何の対策もとらなければ令和32（2050）年に魚の重量を上回ると警鐘を鳴らしたことが注目され、国際的な関心が高まりました。国は「プラスチック資源循環戦略」を策定し、リデュースの徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル等の取組を進めており、本市においても市民、事業者、行政等のすべての主体が自らの問題ととらえ、プラスチックごみの減量やマイクロプラスチックの発生を抑制するために取り組むことが必要です。

こうした背景を踏まえ、国内外の社会情勢の変化や新たな環境の課題に対応するため、令和3（2021）年度を始期とする第2次さいたま市環境基本計画を策定します。

2 計画の位置付け

「さいたま市環境基本計画」は、本市の環境を保全及び創造し、環境共生都市の実現を目指す、環境分野の総合計画です。環境の保全と創造に関する施策は環境基本計画に沿って推進するとともに、上位計画である「さいたま市総合振興計画」の環境分野の施策との整合性を図り、取り組むこととしています。

令和の新時代を迎えた今、世界的な時代潮流や国内の社会経済状況は急激に変化し、環境行政に求められる視点がよりグローバル化しているとともに、本市の施策として対応すべき範囲もより広範になっています。そこで、本計画は、関連の深い個別計画を包含する形で策定し、環境分野の個別計画における施策に方向性を与えるものとしています。

なお、本計画に包含する個別計画は以下のとおりです。

- ・「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条）
- ・「気候変動適応計画」（気候変動適応法第12条）
- ・「流域水循環計画」（水循環基本計画）
- ・「生物多様性地域戦略」（生物多様性基本法第13条）
- ・「環境教育等行動計画」（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条）

また、冊子の構成としては、本計画の他、包含する個別計画の具体的な施策や取組を別冊として示す形とします。

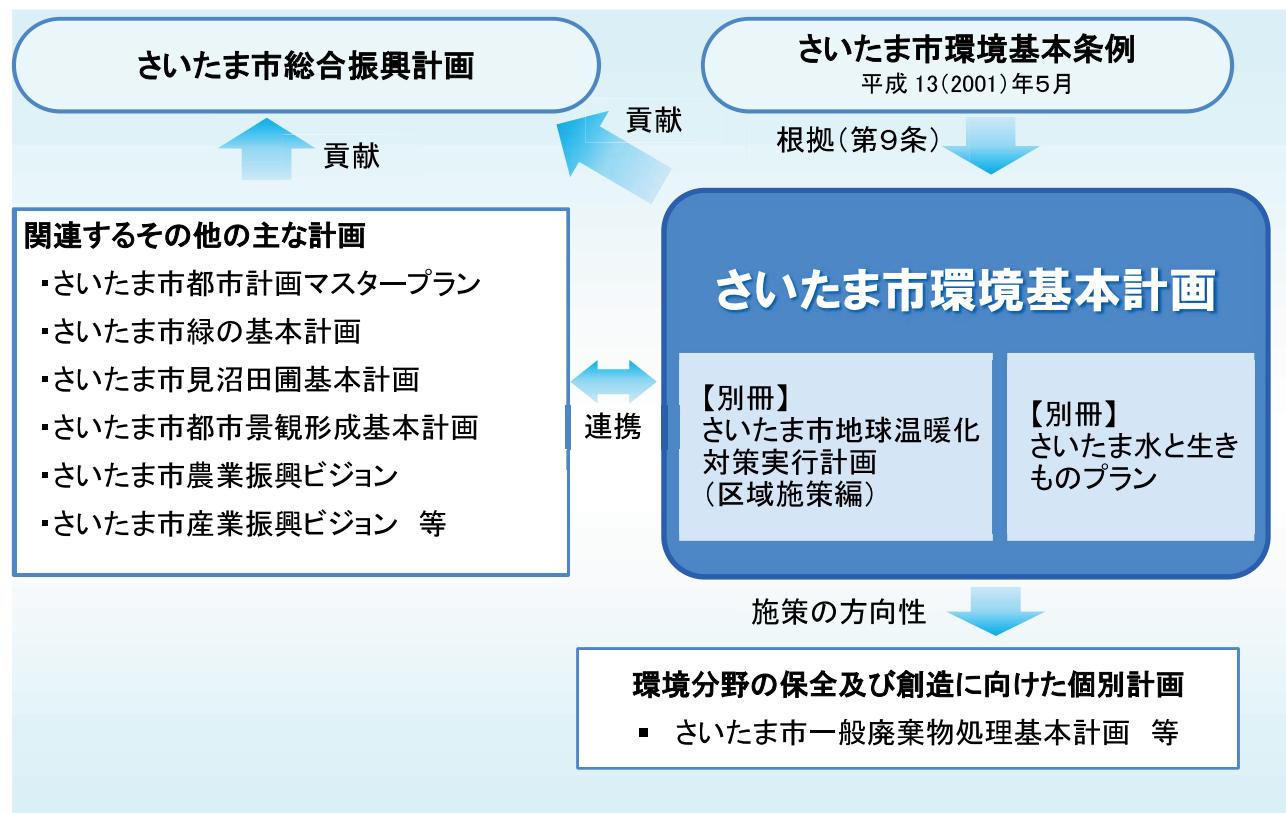


図 1 計画の位置付け

3 対象範囲

現代の環境問題は、地球規模のものから地域レベルのものまで広範囲に及んでおり、本市が対応すべき範囲は多岐にわたります。

本計画では、対象範囲を次のとおり設定します。

環境の範囲		環境項目
地球温暖化		エネルギー、気候変動
資源循環		廃棄物、3R（リデュース、リユース、リサイクル）
自然環境		生物多様性、里やま、公園・緑地、水辺
生活環境		大気、水質、土壤・地盤、騒音・振動、悪臭、化学物質、景観
環境保全活動		環境教育・学習、環境保全活動、国際協力

4 計画期間

本計画の期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、本市を取り巻く環境の状況や国内外の動向などを踏まえ、中間見直しを実施します。

